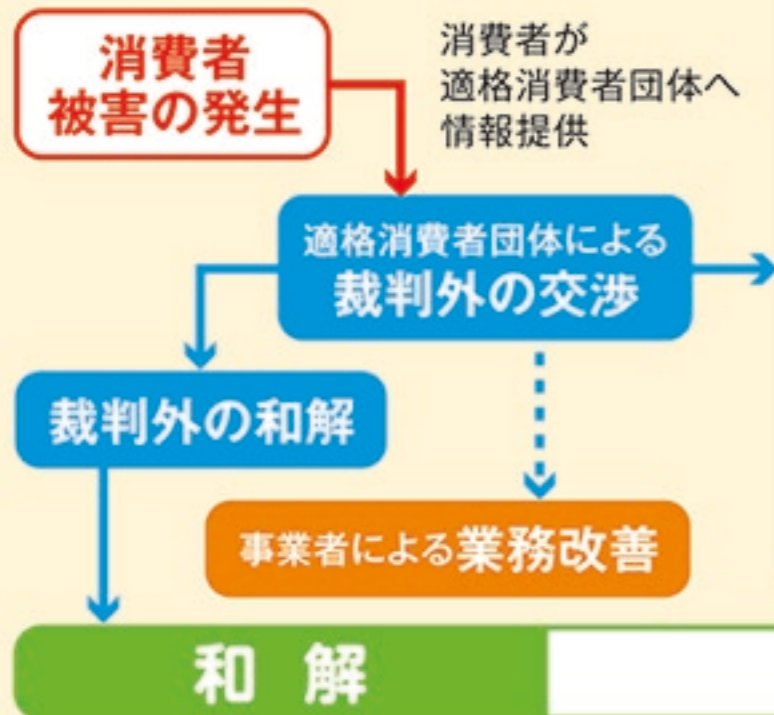


差止請求の流れ



適格消費者団体による 当該事業者に対する 書面での事前請求 (41条)

◎差止めの対象

事業者が、不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法などに違反する不当な行為を現に行い、または行うおそれがあるとき

◎差止めの内容

停止・予防(当該不当勧誘行為をしてはならない、当該不当条項を内容とする契約を締結してはならないなど)、停止・予防に必要な措置(勧誘マニュアルの破棄など)

適格消費者団体による 訴え提起 (43条)

◎管轄裁判所

本店所在地、営業所などの所在地、消費者契約法などに規定する不当な行為があった地

1週間の猶予期間

●判決 ●裁判上の和解

事業者による業務改善

事業者による業務改善

概要について内閣総理大臣及び国民生活センターによる公表